

社会福祉法人室蘭福祉事業協会

第3期一般事業主行動計画

I 基本的な考え方

子育てをする職員が子育てに喜びを実感し、仕事と子育ての両立が図られるよう、職員全員で支え合い、また、地域社会においても、子育て支援の取り組みに積極的に参加し、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育てられる環境をつくるため、次のように行動計画を策定する。

II 行動期間

平成27年4月1日～平成32年3月31日（5年間）

III 目標と対策

1 仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備

(1) 妊娠中及び出産後における母性の保護及び健康管理に配慮するとともに、父親の子育て参加を促進する。

- ① 健康審査の受診において、母性や胎児に影響しないよう健康や安全に配慮する。
- ② 原則として、時間外労働、休日労働及び深夜労働をさせない。
- ③ 出産費給付等の経済的支援について、制度の内容、事務手続き等の情報を提供する。
- ④ 特別休暇の取得促進を図るため、制度理解のために作成した手引書の活用について周知徹底する。
- ⑤ 父親の5日間の特別休暇の取得促進を図るため、日頃から職場の理解を深める。

(2) 育児休業等の取得しやすい職場環境を整備するとともに、円滑な職場復帰を支援する。

- ① 育児休業及び育児短時間勤務制度を周知し活用を促進する。
- ② 男性の育児休業の取得を実現させるため、女性との育児休業の分割取得方法や経済的支援等の情報を提供し、計画期間中に1人以上の取得を目指す。
- ③ 業務分担の見直し、代替要員の確保等の事前対応について、日頃から職員間の理解を深める。

④ 円滑な職場復帰のため、随時、職場情報を提供するとともに、復帰後の業務引き継ぎについて職場体制を整える。

(3) 看護休暇等の特別休暇の取得促進を図る。

- ① 子どもの看護（はしか、水ぼうそう、おたふくかぜ）のための特別休暇を活用する。
- ② 小学校就学前の子が負傷し、疾病に罹った場合、1人で年5日、2人以上で年10日を限度とした看護休暇を活用する。
- ③ 子どもの突発的な病気の際には、特別休暇や年次有給休暇を活用した休暇を取得できるよう職場全体で支援する。
- ④ 特別休暇を時間単位で取得できるよう制度改正を行う。

(4) 年次有給休暇の取得促進を図る。

- ① 職員の取得状況を把握し、計画的な取得を促す。
- ② 祝日やリフレッシュ休暇と合わせた連続した休暇の取得を促す。
- ③ 安心して取得できるよう相互応援体制を整備する。
- ④ 職員や家族の誕生日、結婚記念日、学校行事等には積極的に取得するよう促す。
- ⑤ 法人全体の正職員の取得率を前期計画期間の23.8%から30%を目指す。

(5) 超過勤務の縮減

- ① 小学校就学前の子を養育している職員の深夜勤務及び超過勤務を制限する。
- ② 休日勤務は必要最小限とし、業務や行事等の簡素合理化に努める。
- ③ 会議は事前に資料を配布するなど、短時間で効率的な開催に努める。

(6) 人事異動における配慮

職員とのヒヤリングをもとに、可能な範囲で子育ての状況に応じた人事上の配慮を行う。

2 その他の次世代育成支援対策

(1) 子育てバリアフリー

子どもを連れた人が気兼ねなく来所できるよう、日頃から親切、丁寧な対応等を率先して行う。

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

スポーツ・文化活動など、子育て活動に役立つ知識や特技等を持ってい

る職員又は地域の子育て活動に意欲ある職員は、機会を捉えて積極的に参加するとともに、職員が地域活動に参加しやすい職場環境づくりに努める。

(附則)

- ・この計画は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

- ・この計画は平成 27 年 7 月 1 日から施行する。